

市の考え方及び対応

(1) 茅ヶ崎市環境マネジメントシステム（C-EMS）における公共工事に対する取り組み

御存知のとおり、市ではC-EMSにおいて「環境に配慮した公共工事实施マニュアル」を定めております。マニュアルでは500万円以上の公共工事を行う場合は、事業予定地とその周辺の自然環境や生態系に与える影響を最小限にすることや可能な限り自然環境や生態系を復元・創造することなど、工事個所の周辺環境への配慮を工事施行者に行わせるよう仕様書・契約書等に規定しています。また、その取組状況を、工事の計画段階及び実施後に「環境に配慮した公共工事チェックシート（計画・構想・設計編）」「環境に配慮した公共工事チェックシート（工事施工編）」に記入し、保管するように定めています。

500万円未満の工事においては、同シートの作成を義務付けてはいませんが、仕様書・契約書等に環境に配慮した公共工事を実施する旨を定め、同マニュアルの配慮項目に準じた公共工事の実施を励行しております。

(2) 公共工事の現状

(1)のとおり環境に配慮した公共工事を実施するようC-EMSに定め対応しているところですが、しかしながら、一部公共工事においてのり面の保護のため植生シートを利用した植生工を実施し、その植生シートに外来植物の種子が埋め込まれていた事例があると御指摘を受けました。この事例の中には、市が行ったものではないものを含んでおりましたが、原因としては、在来植生を乱すような植物は植栽しないという方針を徹底できてなかったことによります。

このようなことがありましたので、現在は、景観みどり課が公共工事の情報を入手した際に、工事個所の事前調査を実施し、在来植物のうち指標種が確認された場合等は、地権者に了解を得た上で近接した所に移植することなどを行うことで、可能な限り自然環境への負荷を軽減するよう努めているところです。

(3) 今後における公共工事に伴う自然環境保全のための取り組みについて

市では「茅ヶ崎市みどり基本計画 生物多様性ちがさき戦略」（計画期間：令和元年度から10年度まで）に掲げているとおり、その前期の期間において生物多様性の保全活動を推進するしくみづくりのために、緑化ガイドラインを策定し、地域にふさわしい在来種による緑化や生きものの生息・生育環境となるような緑化を目指してまいります。

御提案のありました公共工事に伴う自然環境保全のためのマニュアルにつきましては、新たに作成することはせず、現行の「環境に配慮した公共工事实施マニュアル」が機能するように事務の仕組みを改善してまいります。

具体的には、公共工事を実施する際に工事担当課が外来種除去や在来種の退避など自然環境保全の必要性やその方法に着目できるような運用に改めます。また、「茅ヶ崎市自然環境庁内会議」において公共工事に伴う情報提供が確実に行われるよう改善してまいります。

併せて、どのような施工方法が生物多様性の観点から有効であるかを担当課が確認できる様に、「環境に配慮した公共工事实施マニュアル」を補完できる資料の整備を行うことで自然環境に配慮した工事が実施されるよう努めてまいります。